

川本町地域福祉計画 (第3期)

～みんなが健康で安心に
いきいきと暮らせるまちづくり～

(令和6年度～令和10年度)

川 本 町

目 次

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨と背景	3
2. 計画策定の目的	3
3. 計画の位置づけ	3
4. 計画の期間	4
5. 計画策定の推進と進行管理	4

第2章 川本町の現状について

1. 人口や高齢化比率	5
2. 介護保険の状況	8
3. 障がい者の状況	9
4. 生活保護受給者の状況	11
5. 町内の社会資源	12

第3章 計画の基本的な考え方について

1. 基本理念	14
2. 基本目標	14
3. 体系図	15

第4章 施策の展開について

1. 住民参加で支え合える地域づくり	16
(1) 地域福祉への意識高揚	16
(2) 地域を支える人材の育成	17
(3) 地域活動の推進	17
2. 安全・安心して生活できる基盤づくり	
(1) 自立を支える体制の充実	19

(2)再犯防止施策の推進【再犯防止推進計画】	20
(3)防犯・防災に向けた地域連携	22
(4)要保護支援体制の整備	22
3. サービスを利用しやすい仕組みづくり	
(1)サービスの充実と提供体制の整備	23
(2)総合相談体制の充実	24
(3)相談者の権利擁護【成年後見利用促進計画】	25
○用語の解説	28

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨と背景

少子高齢化や核家族化、高齢者世帯の増加、価値観の多様化などにより、社会福祉に関する意識は大きく変化してきています。これに伴い、社会福祉施策は、一部の限られた人だけでなく、国民すべての人を対象として、生活の安定・安心を支える役割が期待されるようになってきました。

川本町においても、人口減少などによる過疎化、世帯数の減少、集落の高齢化等により、かつての家庭や地域の相互扶助機能が弱体化しつつあり、地域での生活や将来の生活への不安が大きくなっています。

このような状況の中にあって、社会福祉に関するニーズは増加し、また多様化、複雑化しており、従来の福祉サービスや制度だけでは対応が難しい状況も発生しています。

地域の中の様々な問題を解決し、地域に住むすべての人が、住みなれた地域の中で、自分らしくいきいきと暮らすためには、地域住民、関係機関、行政や社会福祉協議会、中間支援組織等が、「自分たちに何ができるか、何をすべきか」それぞれの役割を考え、互いに連携を図りながら、それぞれの立場で考え、連携して地域福祉の推進に取り組んでいくことが重要です。

2. 計画策定の目的

本計画は、社会福祉法第107条に基づいて策定する行政計画であり、子どもや高齢者、障がいのある人など、誰もが安心して自立した日常生活をおくることができる自助・互助・共助・公助の地域社会の実現を目指すものです。

地域住民、行政、社会福祉協議会、事業者、ボランティア、中間支援組織など、地域福祉に関わるすべての人が一体となり助け合える福祉のまちづくりの推進を目的とします。

3. 計画の位置づけ

この計画は、令和2年度に策定した川本町の長期的なまちづくりの方向性を示した「第6次川本町総合計画」を上位計画とし、計画の中で謳われている目指すべ

き将来像「たすけあい・支えあう中で、自分らしく暮らし続けられるまち」の実現に向けて、これまでの基本理念である「みんなが健康で安心に いきいきと暮らせるまち」を理念として、策定しました。

さらに、「第2期川本町子ども・子育て支援事業計画」、「川本町老人保健福祉計画」、「第6期川本町障害福祉計画・第2期川本町障がい児福祉計画」「川本町健康長寿すこやかプラン」、「第3期川本町食育推進計画」その他の計画との整合性を図るとともに、保健・福祉分野以外の計画とも整合性を図りながら、地域の視点から各施策を展開する上での共通理念と基本方向を示していくものです。

なお、成年後見の利用の促進に関する法律第14条に基づき策定する「成年後見制度利用促進計画」及び再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づき策定する「地方再犯防止推進計画」は、地域福祉計画に含まれています。

また、地域福祉に関する具体的な取組については川本町社会福祉協議会が策定する「川本町地域福祉活動計画」との連携を取りながら地域福祉の充実を図ります。

4. 計画の期間

本計画は、令和6年度(2024年度)を初年度とし、令和10年度(2028年度)までの5年間を計画期間とします。なお、計画期間内において、社会情勢やニーズ等諸条件の変化等により、必要に応じて見直しを行います。

5. 計画の推進と進行管理

①計画の推進体制

(1) 広報誌、SNS、ホームページなどのさまざまな機会を活用して、住民に対して、計画の周知に努めます。

(2) 川本町社会福祉協議会や関係機関と連携し、計画の推進に努めます。

②計画の進行管理

本計画の進行管理については、川本町社会福祉協議会や他の福祉活動団体と連携しながら進捗状況を把握し、その結果を踏まえながら評価・点検をおこないます。

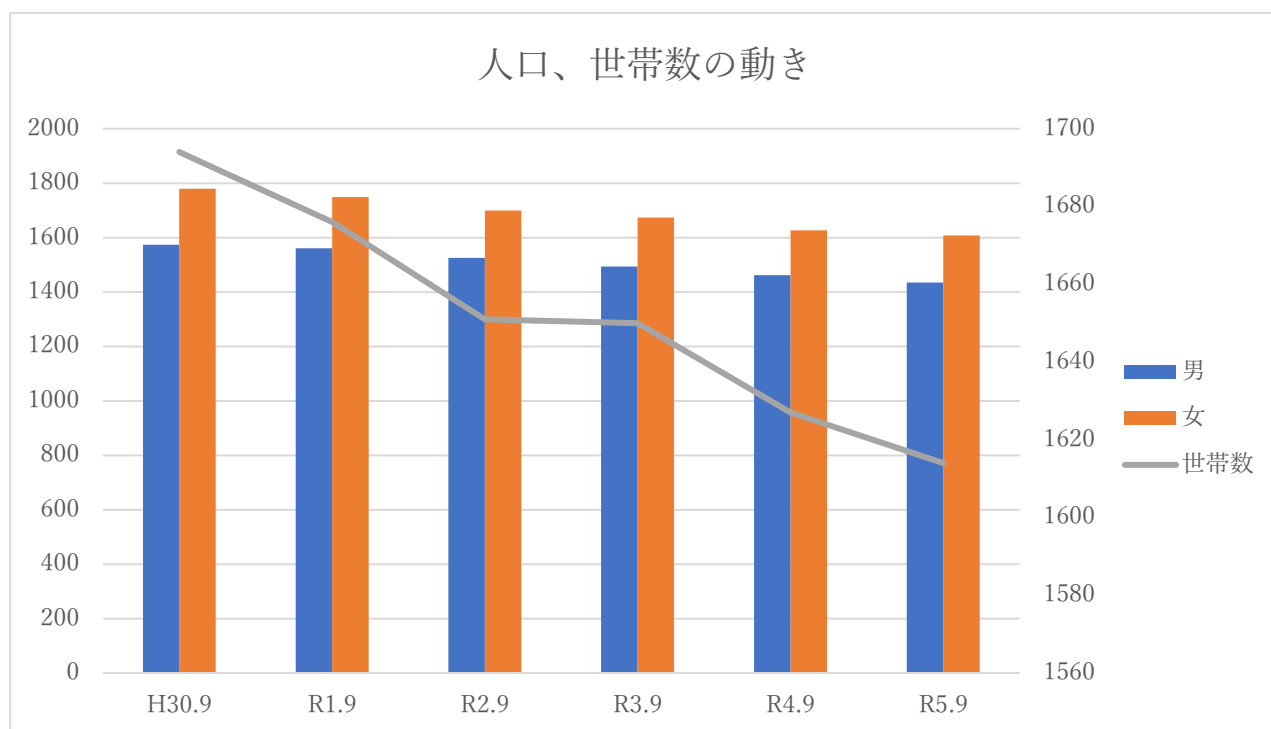
第2章 川本町の現状

1. 人口や高齢化比率

本町の総人口は、5年前に比べ310人 9.2%減少(男性△134人、女性△171人)、世帯数は80世帯4.7%減となっています。

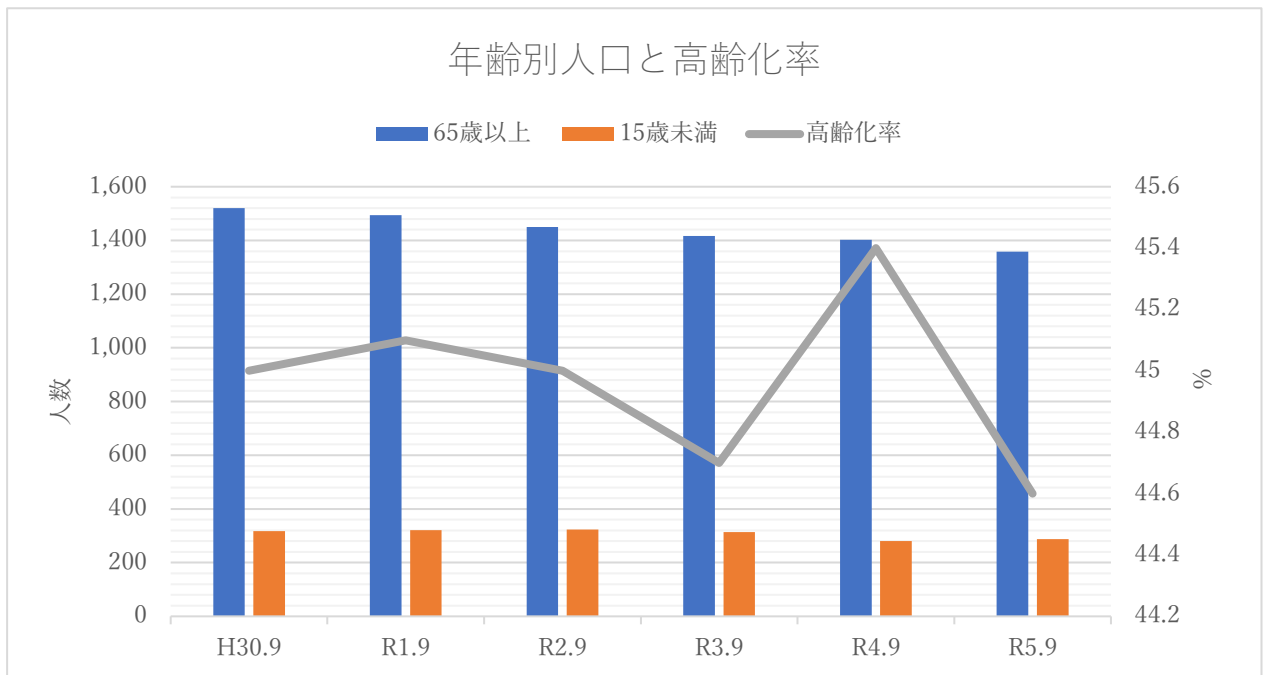
(単位:人、世帯)

	H30.9	R1.9	R2.9	R3.9	R4.9	R5.9
人口	3,353	3,310	3,225	3,167	3,089	3,043
男性	1,574	1,561	1,525	1,494	1,462	1,435
女性	1,779	1,749	1,700	1,674	1,627	1,608
世帯数	1,694	1,676	1,651	1,650	1,627	1,614



	H30.9	R1.9	R2.9	R3.9	R4.9	R5.9
65歳以上	1,520	1,494	1,450	1,417	1,402	1,358
15歳未満	318	321	323	314	280	288
高齢化率	45.0%	45.1%	45.0%	44.7%	45.4%	44.6%
若年者比率	9.5%	9.7%	10.0%	9.9%	9.1%	9.5%

※若年者比率：総人口に対する若者（15～29歳）の人口比率



○自治会別の状況

高齢化比率は5年前と比べ、44.6%とほぼ横ばいとなっています。

75歳以上の比率は27.2%（5年前26.6%）となり、高齢化が進んでいます。

地域ごとに見ても、極端に高齢化率の高いところや人口減少の激しいところもあります。

65歳以上の方のみの世帯も全体で758世帯で、件数は減りましたが、町内世帯数に占める割合は、47.0%と高い割合を占めています。

	世帯数	世帯数 内 6 5 以上	人口	男性	女性	65 以上	70 以上	75 以上	高齢化 率
木路原	51	18	129	62	67	43	34	22	33.3%
日の出	134	16	230	133	97	35	24	17	15.2%
上新町	57	21	77	29	48	36	31	24	46.8%
中新町	65	22	125	48	77	45	38	28	36.0%
下新町	40	24	69	27	42	39	35	27	56.2%
元町	61	24	102	40	62	43	40	34	42.1%
本町	68	33	132	56	76	55	47	35	41.7%
天神町	29	10	47	23	24	14	11	7	29.8%
谷	69	39	130	56	74	73	57	42	56.2%
市井原	17	11	29	16	13	21	13	8	72.4%
長原	14	4	29	17	12	15	11	8	51.7%
矢谷	12	7	27	13	14	16	16	14	59.3%
芋畑	6	4	15	7	8	9	9	9	60.0%
双葉	13	9	27	17	10	16	12	4	59.3%
中倉	17	14	29	12	17	23	20	16	79.3%
日向	8	5	26	9	17	12	9	5	46.2%
因原	282	150	526	250	276	216	195	159	41.1%
多田	24	8	67	35	32	16	10	6	23.9%
久座仁	50	22	89	40	49	28	20	15	31.5%
谷戸	25	12	46	19	27	19	14	9	41.3%
笹畑	19	10	33	17	16	20	14	9	60.6%
三島	96	47	194	90	104	87	73	51	44.8%
西	67	29	117	67	50	53	46	36	45.3%
八幡	29	15	53	21	32	28	27	19	52.8%
三原	71	45	127	63	62	80	69	45	63.0%

田窪	57	34	97	47	50	56	46	30	57.7%
南佐木	97	43	205	100	105	91	73	50	44.4%
親和	28	16	54	27	27	38	32	25	70.4%
湯谷	31	20	61	26	25	40	36	24	65.6%
三俣	35	22	69	28	41	44	34	21	63.8%
三大字	42	24	82	38	44	47	41	28	57.3%
合計	1,614	758	3,043	1,435	1,608	1,358	1,137	827	44.6%
割合	100%	47.0%	100%	47.2%	52.8%	44.6%	37.4%	27.2%	

2. 介護保険の状況

介護保険の被保険者数は、1,358人と5年前より145人と減少しております。認定者は336人から273人、認定率は22.4%から20.2%といずれも減少しています。

介護給付費も577,716千円から520,019千円と57,697千円減となっております。

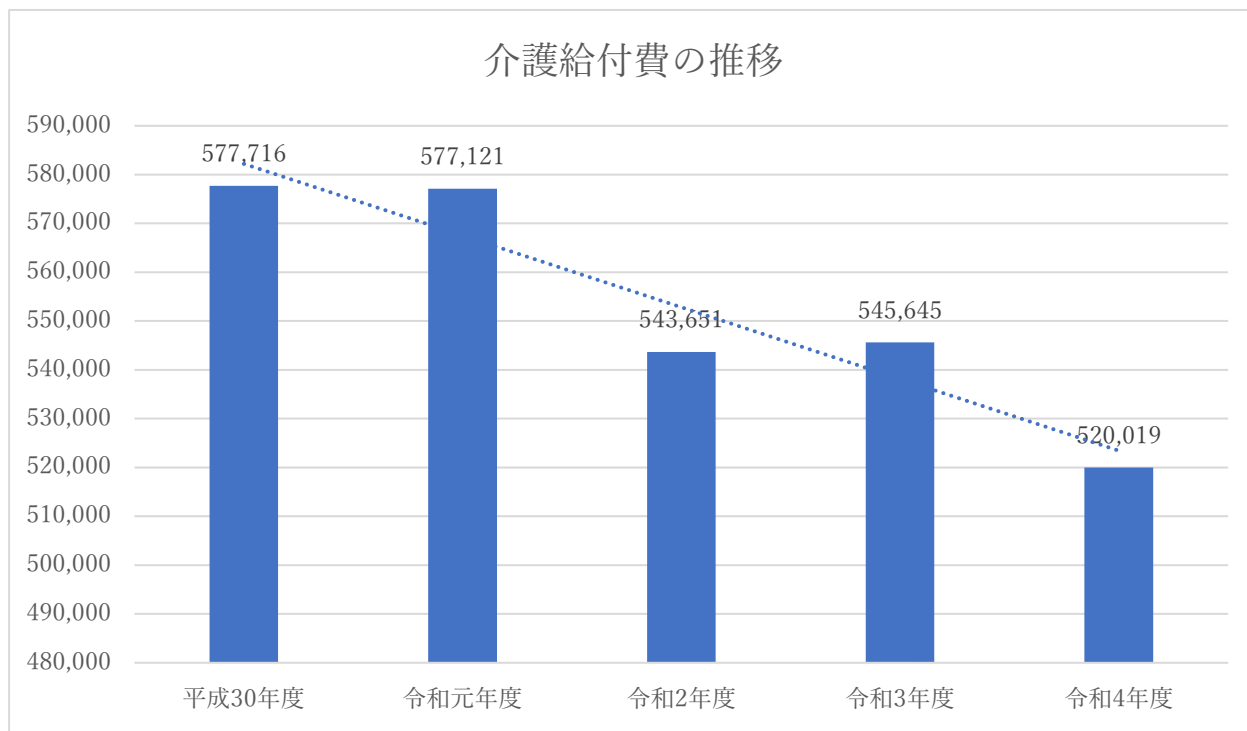
要介護認定数

(単位:人)

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計	被保護者	認定率
H30.9	44	30	79	46	49	39	49	336	1,503	22.4%
H31.9	54	29	78	44	49	41	40	335	1,480	22.7%
R2.9	48	27	84	44	37	42	35	317	1,448	22.0%
R3.9	48	21	71	49	36	35	39	299	1,418	21.2%
R4.9	49	23	68	50	36	38	36	300	1,403	21.5%
R5.9	51	23	48	48	33	31	39	273	1,358	20.2%
構成比	18.6	8.4	17.6	17.6	12.1	11.4	14.3	100.0		

介護給付費の推移

(単位：千円)



3. 障がい者の状況

町内の障害者手帳を保有しておられる方は、身体障害者手帳保有者が 205 人、療育手帳保有者が54人、精神保健福祉手帳保有者が52人、自立支援医療費対象者98人となっています。その内訳は以下のとおりです。

身体障害者手帳保有者の状況

(単位：人)

身体障害者手帳 (障がい別)	H30	R5
視覚機能障害	18	11
感覚・平衡機能障害	41	26
音声・言語・そしゃく機能障害	4	5
肢体不自由障害	153	103
内部障害	59	60
計	275	205

身体障害者手帳 (等級別)	H30	R5
1級	74	58
2級	46	35
3級	41	30
4級	61	55
5級	24	9
6級	29	18
計	275	205

精神障害者保健福祉手帳保有者及び自立支援医療対象者の状況

(単位：人)

	1級	2級	3級	計
精神障害者保健福祉手帳	13	25	14	52
自立支援医療費対象者	98(精神通院)			

療育手帳保有者状況

(単位：人)

	A	B	計
療育手帳	17	37	54

4. 子どもを取り巻く状況

入所者数は、保育所によりばらつきがあるが、全体では減少傾向にあります。

小学校、中学校とも増減ありますが、ほぼ横ばいとなっています。

名称	項目	H30	R1	R2	R3	R4
川本保育所	定員数	70	70	70	70	60
	入所数	81	76	74	72	50
	充足率	115.7	108.6	105.7	102.9	83.3
因原保育所	定員数	30	30	30	30	30
	入所数	27	27	27	34	27
	充足率	90.0	90.0	90.0	113.3	90.0
川本北保育所	定員数	20	20	20	20	20
	入所数	14	17	19	15	16
	充足率	70.0	85.0	95.0	75.0	80.0
合計	定員数	120	120	120	120	110
	入所数	122	120	120	121	93
	充足率	101.7	100.0	100.0	100.8	84.5

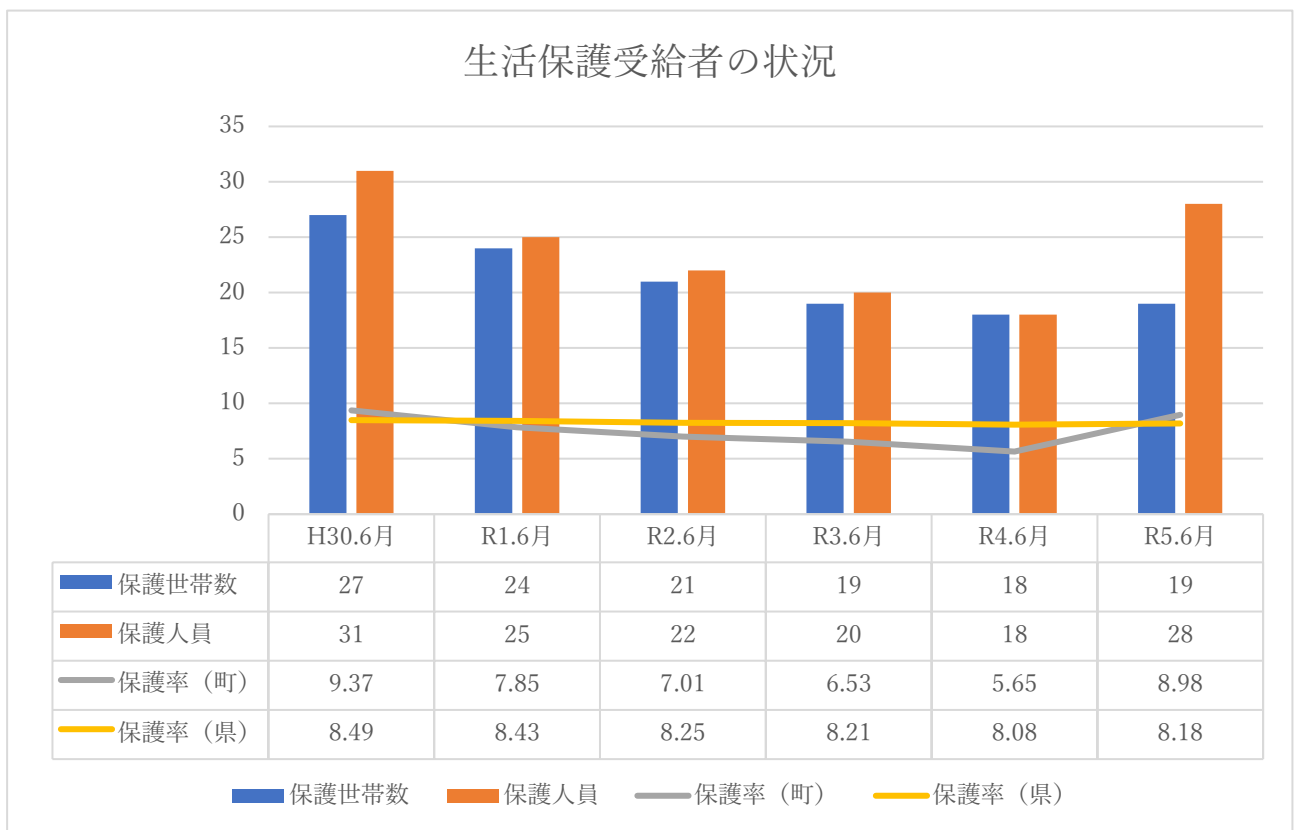
小学校	H30	R1	R2	R3	R4
1年生	22	20	22	23	28
2年生	16	21	20	22	21
3年生	17	16	23	20	21
4年生	23	18	17	22	18
5年生	18	23	19	17	22
6年生	25	18	24	17	17
合計	121	116	125	121	127

中学校	H30	R1	R2	R3	R4
1年生	17	25	17	23	17
2年生	19	17	25	17	23
3年生	22	19	17	25	17
合計	58	61	59	65	57

5. 生活保護受給者の状況

令和5年6月末現在の保護状況は、19世帯、28名で、保護率は 8.98 % となっています。世帯数は減少傾向にありますが、人員は増加しています。

この保護率は、島根県平均8.08%を上回っており、県内では2番目に高い水準となっています。



6. 町内の社会資源

川本町内の医療や福祉などに関する社会資源は次のとおりです。

現在の社会情勢等からすると、今後これ以上の増加は望みにくいため、これらの資源を有効に活用していくことが必要となります。

○医療機関

- ・病院・・・1（加藤病院：地域包括ケア病棟55床、療養病棟26床、巡回診療、訪問診療）
- ・歯科診療所・・・2（原田歯科医院、槇平歯科医院）

○養護老人ホーム・・・1（江川荘：定数50）

○介護保険施設

- ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）・・・1（やすらぎ荘：定数30）
- ・介護老人保健施設・・・1（仁寿苑：36床）
- ・認知症対応グループホーム・・・2（あいあいの家：定数9、ふくろうの森：定数18）

- ・小規模多機能型居宅介護施設・・・1(ふくろうの里)
- ・訪問介護・訪問看護ステーション・・・3(訪問看護ステーションかわもと、
ホームヘルプステーションかわもと、やすらぎ荘訪問介護事業所)
- ・通所介護・・・1(やすらぎ荘通所介護事業所)
- ・通所リハビリテーション・・・1(仁寿苑)
- ・居宅介護支援事業所・・・2(ケアプランステーションかわもと、川本福祉会
居宅介護支援事業所)

○交通機関

- ・石見交通(株)(大田広島線、川本線、江津川本線)
- ・大和観光(株)(川本美郷線)
- ・川本町スクールバス(三原線、矢谷線(日向経由含む))
- ・おおなんバス(邑南川本線)
- ・タクシー会社・・・1(川本タクシー:まげなタクシー兼務)

○保育所・・・3(川本:定数50、因原:定数20、川本北:定数20)

○学校 ・小学校・・・1 ・中学校・・・1 ・高等学校・・・1

○障がい者施設

- ・グループホーム・・・3(サポートハウスふたば、さつき、はづき)
- ・就労継続支援B型施設・・・1(川本ワークス)
- ・地域活動支援センター・・・1(地域活動支援センターひまわり)
- ・日中一時支援事業所・・・1(地域活動支援センターひまわり)

○子育て支援施設・・・1(川本町子育てサポートセンター)

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

みんなが健康で安心に いきいきと暮らせるまち

これまで、人と人のつながりとぬくもりをベースにしなが、ひと・ものの交流の場として歩んできた川本町の歴史的背景を今一度見直しなが、町民との協奏や外部の力との連携を図りなが、住民一人ひとりが自分らしく暮らすことができるまちを実現し、次世代につなげていくことをめざしていきます。

そのために、住民が主役となり、事業者、社会福祉協議会、行政等が協働することにより、一人ひとりが、その人らしく安心して暮らせる「地域福祉」を推進していきます。

2. 基本目標

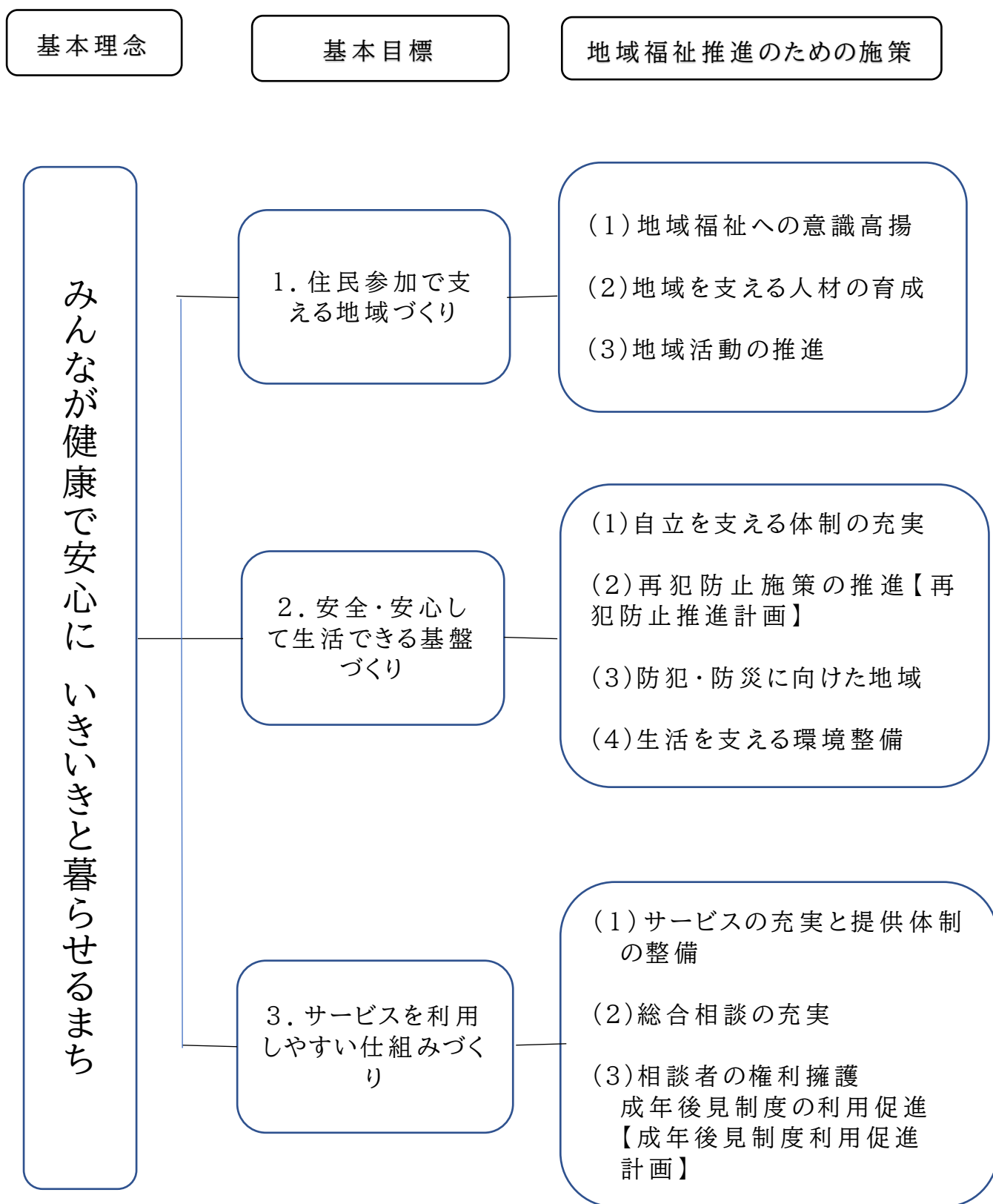
基本理念の実現に向け、町の課題を踏まえ、計画の将来像として、次のように目標を定め、地域福祉の推進に取り組んでいきます。

基本目標 1：住民参加で支え合う地域づくり

基本目標 2：安全・安心して生活できる基盤づくり

基本目標 3：サービスを利用しやすい仕組みづくり

3. 施策の体系



第4章 施策の展開について

基本目標 1. 住民参加で支え合える地域づくり

【現状と課題】

住民が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、個人の自立と住民同士の支え合いや助け合いが必要です。しかし、高齢化に加え、単身世帯の増加、核家族化など、家族の形も多様化し、地域を支えていく力が低下してきています。

住みよい地域とするために地域住民の意識啓発、人権啓発に努め、「つながり」を大切にするという意識付け、住民一人ひとりが地域に関心と理解を深め、地域福祉活動への参加、協力への意識を高めていくことが必要です。

地域共生社会の実現に向けた取組等により、住民参加で支え合える社会を実現するため、自治会や老人クラブ、婦人会などの各種団体、学校等との連携により、地域の中の福祉活動の拡大に努めます。

【施策の方向】

(1) 地域福祉への意識高揚

①福祉学習の推進

- ・地域、福祉施設、保育所、学校、社会福祉協議会等が協働して、子どもの頃から福祉体験やボランティア体験・交流など福祉教育実践の機会を提供します。
- ・福祉に対する理解と関心を深める中で、一人ひとりを尊重し、思いやりの心を持って、共に助け合う人間形成やそのための体制づくりに取り組みます。
- ・地域の活動に参加し、高齢者等と交流することにより、伝統や文化を学んだり、地域への愛着を育むよう、ふるさと学習に取り組めます。

②人権教育の推進

- ・障がいの有無、性別、年齢、国籍などに拘わらず、お互いに理解し尊重しあうことができるよう学ぶ機会を設け、人権意識や男女共同参画意識の醸成に努めます。
- ・人権教育や福祉教育を推進するため各種講座を充実し、講座で得た知識や経験を行動に移せる環境づくりに努めます。

③広報・啓発の推進

- ・広報誌や告知放送、有線テレビ放送、SNS 等を活用し、福祉や人権に関する意識の向上に努めます。
- ・あらゆる機会を通して、積極的な情報発信や情報提供を行い、町民の地域活動への参加拡大を図ると共に、講座の周知等を行い、誰もが参加しやすい環境づくりに努めます。

(2) 地域を支える人材の育成

①地域のリーダーの育成

- ・地域の担い手となる人の発掘に努めると共に、活動参加の機会充実や情報提供を進めます。
- ・地域活動や地域福祉活動のリーダー役となる人たちに向けた、学習会や研修の充実を図ります。

②ボランティア人材の発掘と育成

- ・町民が自らの能力や経験を活かし、継続的にボランティア活動に参加できるよう支援を行います。
- ・ボランティアに関する情報の提供や活動の場の確保などを支援します。
- ・団塊の世代や高齢者の経験や能力を地域活動に活かす場を設けます。

③ボランティア、中間支援組織、NPO 等の活動の推進

- ・ボランティアの育成や活性化、ネットワーク化などの取組を行い、地域課題の解決に努めます。
- ・ボランティア会、人材センター、老人クラブ連合会など既存の団体の活動を支援し、活動や組織の発展を図ります。
- ・既存の制度やサービスでは対応できないニーズに対して、解決を図っていくため、中間支援組織の活動を支援し、NPO 法人等の進出を推進します。

(3) 地域活動の推進

①地域の見守りネットワークづくり

- ・地域で共に生きる意識の共有や、隣近所での気遣い・心遣いや、挨拶・声かけ

などを進める取組を推進します。

- ・民生児童委員や福祉活動協力員が中心となっていて行っている、独居高齢者などを対象とした見守り・声かけ等の活動に引き続き取り組みます。

- ・学校や警察等と連携し、あいさつ運動などを積極的に進め、子どもから高齢者まで地域全体で顔の見える関係づくりを進めます。

②地域交流活動の推進

- ・地域独自の活動や組織を生かし、学校や社協等と協議し、気軽に参加できるふれあいや世代間交流の場づくりを進めます。

- ・ひとり暮らしの高齢者、子育て世帯、介護者など当事者の主体的な活動を支援し、孤独感の解消や支え合いを進めます。

- ・地域に根ざした介護予防事業や、ひとり暮らしの高齢者などが参加するサロン活動などを推進します。

③地域団体の育成・支援

- ・自治会等の地域で活動する団体に対して、情報の提供や活動の支援を行い、地域活動の活性化を図ります。

基本目標 2 安全・安心して生活できる基盤づくり

【現状と課題】

住民が、安全・安心して生活するためには、みんなが健康であることが必要です。年齢を重ねても健康で生活していけるよう、住民に対しての健康教育や食育の推進、介護予防事業等、これまで取り組んできた施策のさらなる充実を図る必要があります。

また、U・Iターン施策により転入されてこられた子育て世帯では、核家族が多く、特にIターン者の世帯に対して、困ったときに支援を受けることができる体制の整備が必要であります。また、今後増加することが予測される外国人の方にも、適切な対応ができる体制づくりが急がれます。

近年、各家族において、困りごとが多様化、複雑化してきています。そういった困りごとに対応するため、社会福祉協議会や行政等が連携し、相談支援の充実を図ることが求められています。

地域には1人暮らしの高齢者や障がいのある人のいる世帯など、災害などの事態に適切な対応をとることが困難であると想定される方々がいます。緊急時に迅速に対応できる体制を整えるなど、安心して安全な地域づくりを進めてまいります。

【施策の方向】

(1) 自立を支える体制の充実

①健康増進の取組

・健康相談や運動教室等を継続して実施し、住民の健康意識を高めるとともに介護予防などに関する講演会や研修会等を開催し、基本的な知識の普及と住民意識の啓発に努めます。

・子どもから高齢者まで住民を対象に食育を推進し、みんなが健康で暮らせるよう取り組みます。

・住民の主体的な健康づくり活動を推進すると共に、指導者の育成や活動の支援にも取り組みます。

- ・生涯学習活動を充実させ、高齢期になっても趣味や楽しみをもてるように支援を行います。
- ・自死対策について、こころ健康標語の募集など、普及・啓発活動を強化していきます。

②子育て支援体制の強化

- ・子ども家庭センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して、総合的な相談・支援を行います。
- ・子育てサポートセンターを中心に、子育て中の親同士の情報交換や放課後の居場所事業等支援を継続します。
- ・関係機関が連携し、子育て中の家庭の相談・支援体制を強化します。

③生活困窮支援体制の整備

- ・生活困窮者の早期発見のための地域ネットワークを構築し、包括的に支援を行えるよう、体制整備をおこなっていきます。
- ・相談窓口や様々な支援に関する情報を、広報など様々な媒体を活用して周知するよう努めます。
- ・子どもの貧困に気づき、それぞれの状況に応じて、子どもや保護者等への適切な保護や支援につなぐため、教育、福祉、雇用など部門を越えた連携体制の構築を進めます。

(2)再犯防止施策の推進【再犯防止推進計画】

平成28年12月、再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための基本事項を示した「再犯の防止等の推進に関する法律」(以下「法」という。)が施行されており、都道府県及び市町村においても、国の計画を勘案して推進計画の策定に努めることとされています。

【施策の方向】

犯罪をした人は社会的に孤立しやすく、社会に戻っても安定した仕事や住居などの生活基盤を築くことや、保健医療・福祉サービスなどの情報が十分に把握できないことなどにより、必要な支援を受けることが難しくなっています。

再犯防止には、地域での見守りや声かけなど、立ち直ろうとしている人を地域全体で支える取り組みが重要です。

【主な取り組み】

①再犯防止及び更生保護に関する広報・啓発

・邑智地区保護司会川本分区、更生保護女性会をはじめとした関係機関と連携し、社会を明るくする運動を中心に、再犯防止及び更生保護に関する広報啓発を行い、意識醸成を図ります。

②研修会の開催・参加

・再犯防止や更生保護に関する研修会の開催や参加を促進し、意識醸成を図ります。

③青少年の非行・犯罪防止

・川本町青少年育成町民会議構成委員を中心に、青少年の非行、犯罪防止活動を推進していきます。

④住まいの確保

・住宅を確保することが困難な人に対し、公営住宅の情報提供等、住居確保の相談に対応していきます。

⑤就労支援・自立支援

・安定した生活を確保するための就労や生活困窮者等の自立に向け、福祉事務所、川本町社会福祉協議会、ハローワーク、松江保護観察所、更生保護施設等と連携して重層的に支援をしていきます。

⑥保健医療・福祉サービス提供支援

・矯正施設等を出所した高齢者や障がい者（児）が、必要な保健医療や福祉の支援を受けられるよう地域包括支援センター等の関係機関と連携して取り組みます。

⑦見守り活動

・保護司、更生保護女性会、民生・児童委員等による日頃の見守り活動をとおり、必要に応じて町担当所管課、福祉事務所、社会福祉協議会、地域包括支援センター等との情報共有を行っていきます。

(3) 防犯・防災に向けた地域連携

①防災意識の向上と防災対策の普及

- ・住民の防災意識を高めるため、広報や講座等を通じて防災についての情報提供や啓発活動を促進します。
- ・災害発生時の被害を最小限にとどめられるよう、自治会や関係機関と連携し防災訓練を行います。

②要援護者支援体制の整備

- ・高齢者のみの世帯や障がいのある方など、さまざまなニーズを抱える要援護者に関する情報を的確に把握し。要援護者台帳の点検見直しを行い、関係機関と連携を図りながら災害時等の支援体制を整備します。

③防犯・防災活動の充実

- ・高齢者が犯罪に巻き込まれないよう警察署などと連携を取りながら、各種会合の機会に犯罪防止の講座を開催するなど普及啓発に努めます。
- ・高齢者世帯や、要援護者世帯が災害被害に遭わないよう、消防署など関係機関と連携した取り組みを行います。

(4) 生活を支える環境整備

①バリアフリー化の推進

- ・公共施設等のバリアフリー化を推進し、高齢者や障がい者など生活弱者も利用しやすい施設整備を目指します。
- ・公共施設以外についてもバリアフリー化が図られるよう、普及啓発を行います。

②ユニバーサルデザインの普及啓発

- ・国際化やグローバル化が進展する中、個人差や国籍の違いなどにも配慮し、すべての人が対象となるユニバーサルデザインに考慮した取組を進めます。

③地域交通の整備

- ・高齢化が進行する中、交通弱者の移動手段としても、利用しやすい地域交通の整備・改善等推進します。
- ・各交通事業者と連携し、公共交通の維持と利用促進を図ります。
- ・タクシー利用助成や福祉有償運送など様々な事業を活用し、住み慣れた地域で住み続けることのできる環境の維持に努めます。

基本目標 3 サービスを利用しやすい仕組みづくり

【現状と課題】

生活スタイルの多様化に加え、生活課題も複雑・多様化してきており、福祉においても現状に即したサービスの充実が必要となっています。

しかし、専門職など社会的資源の不足や採算性の問題等により、十分なサービス体制が整わない状況等にも直面しております。これらの問題に取り組みながら、いかにサービスの量と質を確保していくかが重要な課題となっています。

その一方で、支援を必要としている人がサービスを知らない、どこに相談して良いかわからないとサービスが有効に機能しません。住民にとって、福祉ニーズが適切なサービスに結びつくことが重要です。そのためには、相談窓口や情報提供の充実を図り、住民に周知することが必要です。

また、住民の多様化する困りごとや悩みを気軽に相談できる体制や関係団体とのネットワークを強化し、総合的にサービスを提供できる体制を整え、関係職員の資質の向上に努めることとしております。

【施策の方向】

(1) サービスの充実と提供体制の整備

① サービスの確保

- ・住民ニーズに応じたサービス提供が、迅速に行える体制の整備・維持に努めます。
- ・現在のサービス内容を維持出来るよう、各事業所との連携体制を一層強化し、サービス提供体制等に関しても相談支援に努めます。

② 福祉関係者の人材確保

- ・ホームページや各種イベントを活用し、介護職員や看護師などさまざまな専門職の確保を支援します。
- ・医療、福祉、介護関係者、行政が協力連携し、町全体の福祉・医療に関する人材の確保に努めます。

③ 関係職員の資質の向上

- ・行政職員やサービス事業所などの職員の資質向上をめざし、研修会の開催など

研修の機会を保証すると共に、参加を働きかけます。

- ・福祉関係者が必要な資格等を取得できるよう支援を行うとともに、意識の高揚を図ります。

(2) 総合相談体制の充実

① 相談窓口の設置・相談体制の充実

- ・さまざまなニーズに対応できるよう、相談窓口の充実を図ると共に、専門職の配置に努め、各種関係機関との情報交換や連携を強化します。

- ・地域住民が必要に応じたサービスを円滑に利用できるよう保健部門、医療機関地域包括支援センター、各種サービス事業所と日頃から連絡会議を開催するなど連携を深めます。

- ・重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしく暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現すると共に、地域ケア会議を定期的で開催し、十分な支援体制を実現します。

② 情報提供の充実

- ・広報、告知放送、有線テレビ等様々な媒体を活用し、必要な情報の提供に努めます。

- ・福祉の各種制度やサービスについて、高齢者や障がい者などにも配慮し、分かりやすい情報提供に努めます。

- ・各事業所や各種サービスについて、分かりやすい情報提供に努めると共に、必要に応じたサービスの提供を確立します。

③ 個人情報の保護

- ・個人情報の取り扱いやプライバシーについて十分に注意を払い、守秘義務を守ります。

- ・関係機関に対しても、個人情報保護の徹底を図り、事故防止に努めます。

(3) 相談者の権利擁護

①障がいや疾病等への理解

- ・各種の障がいや認知症等への理解を深め、差別や偏見をなくすため普及啓発活動に取り組みます。
- ・障がいのある人とふれ合うため事業等を支援すると共に認知症カフェを開催するなど、障がいや認知症等への理解を深めます。

②権利擁護支援の推進【成年後見利用促進計画】

誰もが住み慣れた地域で尊厳をもってその人らしい生活を継続していくためには、本人らしい生活を守るための制度として、必要な人が成年後見制度を利用できるような取り組みを進め、地域で支えていくためのネットワークを構築することが必要となります。

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第1項において、市町村は、国の基本計画を勘案して、成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。

成年後見制度利用促進計画について、地域福祉計画に盛り込んで一体的に策定し、誰もが住み慣れた地域で尊厳をもってその人らしい生活を継続することができるよう、地域連携ネットワークの充実及び成年後見制度の利用促進のための取り組みを進めていきます。

(1) 現状と課題

高齢化が進み、独居世帯や高齢者のみ世帯が増加する中、様々な家庭環境により近親者が不在である等、今後、権利擁護支援を必要とする方が増えていくことが予想されます。

川本町では令和4年4月に中核機関を設置し、健康福祉課に権利擁護支援に関する相談窓口を設置しています。

成年後見制度に関する相談は年間数件程度で推移しています。

また、低所得者を対象とした成年後見制度申立費用の助成や後見人等報酬の助成事業を実施しています。

川本町社会福祉協議会では、日常生活において不安がある方のための日常的な金銭管理等を行う日常生活自立支援事業を実施しているほか、法人後見の受任体制を整えています。

町内の連携体制強化を図るため、年1回、川本町権利擁護支援等推進協議会を開催し、関係機関における取り組み状況や課題の共有などを行っています。

(2) 今後の取り組み

【施策の方向】

必要な人が本人らしい生活を守るため、成年後見制度などの支援制度を利用しやすい環境を整え、地域で安心して生活できるように支援します。

【主な取り組み】

i) 普及啓発

権利擁護や成年後見制度に関することについて、町広報誌やHPを活用し、普及啓発を行います。

ii) 相談支援体制の充実

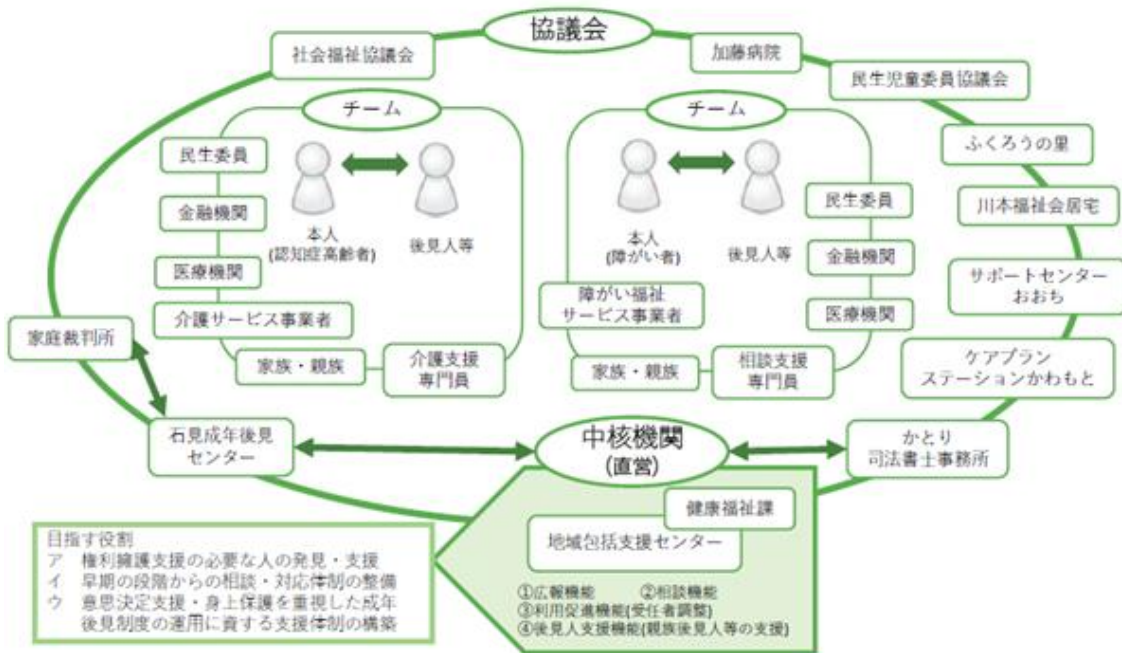
相談窓口を設置するとともに、相談窓口の周知を行い、必要な人が早期の段階から相談支援につながるよう取り組みます。

iii) 地域連携体制の強化

司法、福祉、医療、地域の関係者がチームとして支援を行うことができるよう、協議会を開催し、関係機関との連携体制強化を図ります。

後見人の受任者調整については、専門職団体（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会）の協力を得て、必要な支援体制について検討する場を設けます。

権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ



成年後見制度利用促進体制整備委員会「地域における生後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」p.152を参考に作成

③虐待防止体制の整備

・関係機関と連携を取りながら、虐待（児童、高齢者、障がい者、配偶者等）の未然防止、早期発見、迅速な対応に努めます。

相談しやすい環境整備に努めると共に、相談窓口の普及啓発に努めます。

○用語の解説

・NPO(Non Profit Organization)

住民主体の非営利組織で、公益的活動を行うことを目的に組織された民間団体

・介護支援専門員

介護保険法に基づき、利用者やその家族からの相談に応じ、その心身の状況やニーズを適切に把握し、利用者にあった介護サービス計画(ケアプラン)を作成して、介護保険サービスが利用できるよう調整し、要介護等が自立した日常生活を営むうえで必要な援助を行う。

・介護福祉士

身体又は精神上の障がいがあることにより日常生活を営むのに支障のある人に対して、入浴、排泄、食事等の介護を行うとともに介護者等への指導を行う専門職。

・ケアマネジメント

何かの支援を必要とする人に対して、その人のニーズに最も適した福祉、保健又は医療サービスを適切に組み合わせて利用できるよう支援する一連の活動。

・コミュニティソーシャルワーカー(CSW)

地域において、支援を必要とする人々に対して、地域とのつながりや人間関係など本人を取り巻く環境を重視した支援を行う専門知識を有するスタッフ。

・生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能(主に資源開発やネットワーク構築の機能)を実施する人。

・成年後見制度

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などの判断能力が不十分な成年者を保護するため、家庭裁判所での手続きを経て、本人の判断能力に応じて、成年後見人や保佐人等を選任し、本人のための財産管理を行う制度であり、平成12年の民法改正により、従前の「禁治産・準禁治産制度」から移行した制度。

・地域包括支援センター

地域ケア会議の実施をはじめ地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う場として平成18年の介護保険法改正により法的に位置づけされた機関。

・DV(ドメスティックバイオレンス)

配偶者やパートナーなど親密な関係にある人から振るわれる暴力、身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力、社会的暴力など様々な形態がある。

・ノーマライゼーション

高齢であることや障がいの有無に関わらず、すべての人が一般社会のなかで普通の生活を送ることができ、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるとする考え方。

・バリアフリー

高齢者や障がい者が社会的生活をしていくうえで、障がい(バリア)となっていることを取り除くこと。本計画では、物理的なバリアのみならず、社会参加を困難にしている社会や制度上の障がい、心理的な障がいをも取り除くという意味で使用する。

・ひきこもり

様々な要因の結果として、社会的参加（義務教育を含む就労、家庭外での交遊など）回避し、原則的には6カ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態。（また、他者と関わらない形での外出をしている場合も含む）

・民生委員・児童委員

厚生労働大臣の委嘱により、住民の福祉の増進を図るため、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助や情報提供を行う者。民生委員は、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行う児童委員に充てられる。

・主任児童委員

児童委員の中から選ばれ、主として児童福祉に関することを専門的に担当し、児童福祉の関係機関と児童委員との連絡調整や児童委員に対する援助・協力等を行う者。

・要保護児童対策地域協議会

虐待を受けている子どもなど要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関がその子ども等に関する情報の意見交換や支援を行う場として平成16年の児童福祉法改正により法的に位置づけられた機関。

・中間支援組織

行政と地域の上に立ち、様々な活動を支援する組織。協働を推進する上で、町民と町民、町民と行政等の間に立って、中立的な立場で、活動を支援する。